○　大磯町美しいまちづくり条例の基本構成

目　的

（第１条）

大磯町環境基本条例の基本理念にのっとり、町、町民等、事業者、所有者等の責務を明らかにし、環境への負荷行為を低減するため必要な事項を定め、地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保する。

用語の定義

（第２条）

町民等、事業者、所有者等、公共の場所等、喫煙、海水浴場、空き缶等、吸い殻等、飼い犬等、落書き、花火、回収容器の用語の定義

責務規定

（第３条～第７条）

町、町民等、事業者、所有者等、喫煙者のそれぞれの責務を規定

守るべき事項

歩きたばこ等（第７条～第８条）　**海水浴場内での喫煙禁止**（第９条）

多くの人が集まる公共の場所等では、歩きたばこ、自転車等で走行する時には喫煙をしないよう努める。また路上喫煙禁止区域では喫煙は禁止となり、指導・勧告のうえ、命令違反者には、罰則を適用する。

海水浴場内では、決められた場所以外での喫煙を禁止する。指導・勧告のうえ、命令違反者には、罰則を適用する。

空き缶・びん・ペットボトル・吸い殻・ガムのかみかす・釣り糸・釣り針・紙くず・レジ袋等のポイ捨て禁止（第 10 条）

公共の場所等ではポイ捨て禁止とし、指導・勧告のうえ、命令違反者には、罰則を適用する。

飼い犬等のふんの放置・投棄の禁止（第 11 条）

公共の場所等に飼い犬等のふんを放置し、又は投棄することを禁止する。指導・勧告のうえ、命令違反者には、罰則を適用する。

落書きの禁止（第 12 条）

落書を禁止し、命令違反者には罰則を適用する。

深夜花火の禁止（第 13 条）

深夜（午後 10 時から午前６時）に公共の場所や神社、仏閣など静寂な場所で爆発音のある花火をしてはならない。指導・勧告、命令をする。

たんつばの吐き捨て禁止（第 14 条）

公共の場所等において、みだりにたんつばを吐き捨てることを禁止する。指導・勧告のうえ、命令違反者には、罰則を適用する。

自動販売機の回収容器の設置と適正管理（第 15 条）

自販機による飲料水等の販売者は、回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。指導・勧告のうえ、命令違反者には、罰則を適用する。

土地の適正管理（第 16 条）

所有者等は、所有し、占有し、管理する土地に廃棄物が放置・投棄されることのないよう、また、雑草などの繁茂等により周辺に迷惑を及ぼすことのないよう、その土地の適正な管理に努める。

日常生活に伴う騒音、振動又は悪臭の防止（第 17 条）

日常生活において、地域の良好な生活環境を阻害し、不快感を与える騒音、振動又は悪臭による公害を生ずることのないように配慮し、生活環境の保全に努める。

指導・勧告（第18条）

命　令（第19条）

罰　則

（第 22 条）

両罰規定

（第 23 条）

規制事項の命令違反等への罰則規定

落書・自販機回収容器違反５万円

それ以外は２万円

立入調査等（第 20 条）

町長は、職員に事業者及び所有者等の建物等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

規則への委任（第 21 条）

条例の施行に関して必要な事項を規則で定める。